

お取引先様各位

原材料の原産地表示に対する食品表示法に基づく違反についてのご報告

当社において、仕入先からの原料原産地の伝達が水揚げ地表記の「宮城県」であった製品を、漁獲海域表記の「北海道沖、三陸沖」として表示して製造、販売していたことが判明いたしました。ここにその内容をご報告いたします。

報告事項

対象商品 さんまみりん干 L30 尾入、さんまみりん干 LL30 尾入

原材料（さんま）の原産地表示として

間違った表示内容 さんま（北海道沖、三陸沖）

本来あるべき表示 さんま（宮城県産）又は（国産）のいずれか

対象数量 少なくとも平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 7 月 31 日製造の  
18,186 箱（30 尾入）

是正内容

仕入先により漁獲海域や水揚げ港等、伝達基準が統一されていないため、9 月生産の製品より、原産地表示を漁獲海域名や水揚げ港ではなく、表示違反とならない「国産」表示に変更いたしました。

なお、これまでのところ、本事項に関連した健康被害の発生及び報告はありません。

平成 28 年 10 月 14 日  
茨城県神栖市波崎 2468 番地  
株式会社 鴨安商店  
代表取締役 鴨川安男

